

(様式1別紙1)

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

1 中之条町地方就職支援金事業に関する報告及び立入調査について、中之条町から求められた場合には、それに応じます。

2 以下の場合には、中之条町地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2) 地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

(3) 地方就職支援金の申請日から1年以内に中之条町に転入しなかった場合：全額

(4) 地方就職支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

(5) 転入日から3年未満に中之条町以外の市区町村に転出した場合：全額

（ただし、在学中住民票を移しておらず転入日が明確ではない者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする）

(6) 転入日から3年以上5年以内に中之条町以外の市区町村に転出した場合：半額

（ただし、在学中住民票を移しておらず転入日が明確ではない者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする）

3 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを誓約します。

4 地方就職支援金の支給を受けた後に実施される中之条町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしませんが、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。